

# 厚木市成年後見制度 利用促進基本計画

令和2年度～令和5年度



令和2年2月

厚木市

表紙の花はデイジー（花言葉は“ありのまま”）です。

## 策定に当たって



我が国における人口減少や少子高齢化の波はどどまることを知らず、私たちがこれまでに経験したことのない時代を迎えました。人口減少や少子高齢化が進むにつれ、家庭や地域における相互扶助機能も低下の一途をたどっています。こうした中、本市では家庭や地域でのつながりを再構築し、誰もが生き生きと生活できる「地域包括ケア社会の実現」を目指し、さまざまな取組を進めています。その取組の一つが、権利擁護支援です。

権利擁護支援を進める上で、大きな役割を担うのが「成年後見制度」ですが、残念ながらその内容はあまり知られていません。

一方で、認知症や一人暮らしの高齢者は今後も増加し、障がい者を支える家族等の高齢化も進んでいくことから、成年後見制度に対する需要はますます高まるものと予想されます。このような状況を受けて、市民の皆様の権利と利益を一層擁護するため、「成年後見制度利用促進計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念は「権利と利益を守り誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」です。この理念の実現に向けて、「制度の理解促進」と「制度の利用促進と地域連携ネットワークの構築」を基本目標に掲げ、成年後見制度に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

本計画には、これまでの市民後見人の養成に加え、成年後見制度の広報啓発や相談体制の充実、医療・福祉と司法をつなげたネットワーク体制の確立など、具体的な取組を位置付けました。実効性のある計画とすることで、成年後見制度が必要な方々をしっかりと支え、早期段階からの支援につなげていきます。

判断能力が不十分になり意思決定することが難しい状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる。そんなまちを目指し、市民の皆様や地域・医療・福祉・司法の関係者の皆様と手を携えて進んでまいりますので、引き続きの御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、慎重に御審議いただきました保健福祉審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの市民・関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和2年2月

厚木市長 小林 常良

## 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第2章 本市の状況と課題の整理	3
第1節 本市の状況と課題	3
第2節 成年後見制度に関する取組の状況と課題	3
第3節 成年後見制度利用に関連する高齢者の状況と課題	4
第4節 成年後見制度利用に関連する障がい者の状況と課題	5
第3章 将来像及び施策体系	6
第1節 将来像	6
第2節 基本理念	6
第3節 基本目標	6
第4節 施策の体系	8
第4章 施策の展開	10
第1節 制度の理解促進	10
第2節 成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援	10
第3節 相談機能・利用促進機能の強化	11
第4節 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置	13
第5節 成年後見制度の担い手の確保	13
第6節 不正防止の取組	14
第5章 実施計画及び指標	16
第1節 重点取組の実実施計画及び指標	16
第6章 評価及び進行管理	18
第1節 計画の評価及び進行管理	18
第7章 資料編	19
第1節 計画の策定経過	19
第2節 意見交換会の実施結果	19
第3節 パブリックコメントの実施結果	21
第4節 厚木市保健福祉審議会	25
4-1 規則	25
4-2 委員名簿	26
4-3 諮問・答申	27
第5節 主な用語解説	28

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の意義

#### 1 計画策定の背景

本市では、判断能力が不十分となり、自らにとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるようにするため、権利擁護支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談及び後見等業務に関する様々な支援を進めています。

今後も認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者・障がい者が増加することにより、成年後見制度に対する需要が一層高まることは確実であり、引き続き、財産管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うための重要な手段である成年後見制度の利用を促進する必要があります。

国では、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。同法律では、市町村に対して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと定められています。

#### ◆ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

これまでの取組に加え、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。

#### ◆ 成年後見制度の利用の促進基本理念

##### ① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

##### ② 自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

##### ③ 身上保護の重視

本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

#### ◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

#### ◆ 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

##### ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

##### ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

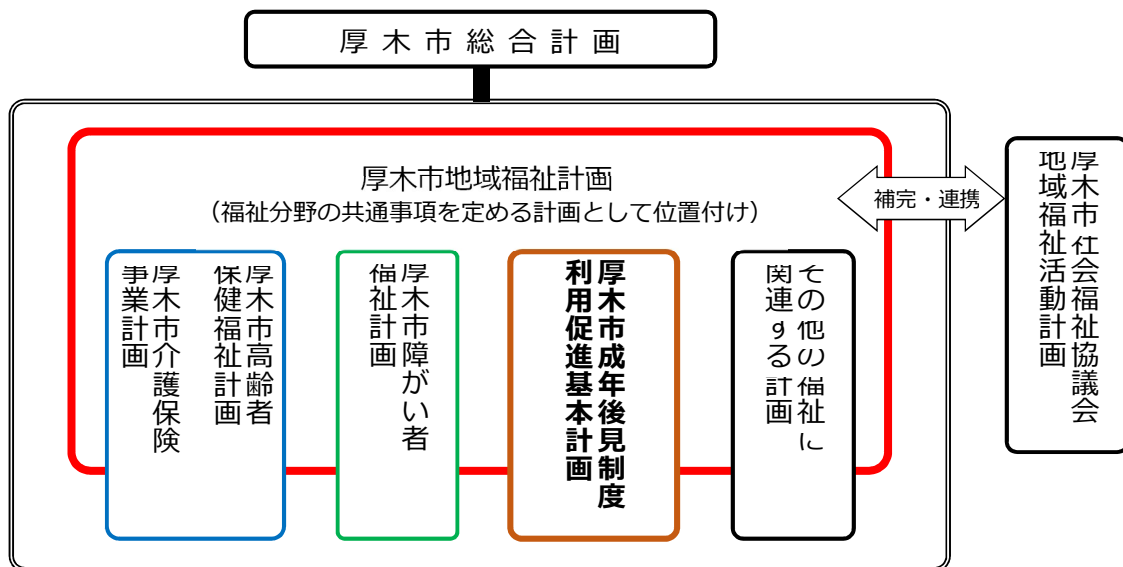
##### ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

## 2 計画の目的

本計画は、今後、成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 第2節 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けるとともに、厚木市総合計画の個別計画かつ、厚木市地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、厚木市障がい者福祉計画その他関連計画と整合・連携する計画とします。



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までとし、その後、令和6年度から厚木市地域福祉計画に包含します。

なお、厚木市総合計画（第10次）及び厚木市地域福祉計画（第5期）の策定時には、国等の動向を踏まえ本計画の見直しを行います。

	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総合計画（基本計画）	6年	第9次後期 H27年～R2年		第10次前期 R3年～R8年					
地域福祉計画	3年	第4期 H30年～R2年		第5期 R3年～R5年			第6期 R6年～R8年		
<b>成年後見制度 利用促進基本計画</b>	4年		第1期 R2年～R5年			計画の統合			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	3年	第7期 H30年～R2年		第8期 R3年～R5年			第9期 R6年～R8年		
障がい者福祉計画	3年	第5期 H30年～R2年		第6期 R3年～R5年			第7期 R6年～R8年		

## 第2章 本市の状況と課題の整理

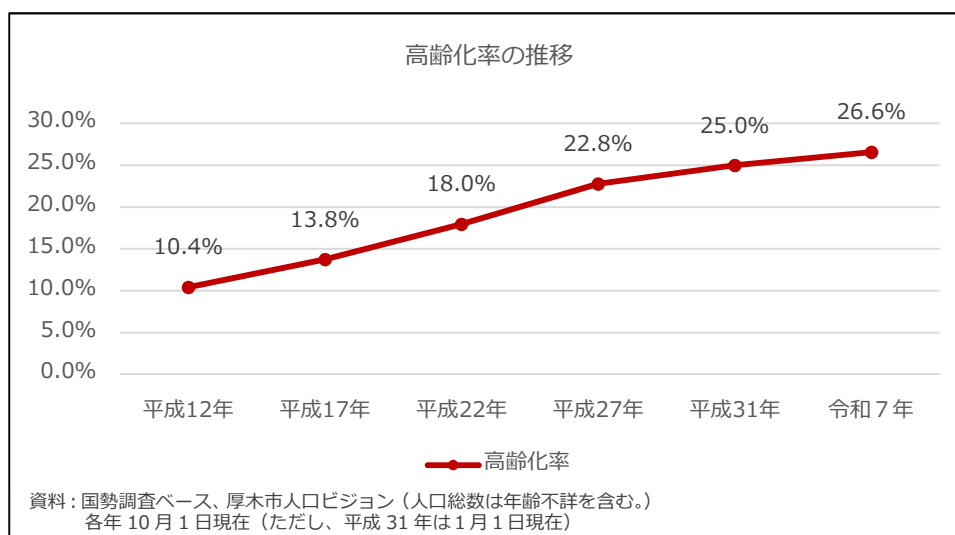
### 第1節 本市の状況と課題

本市の人口は、平成29年12月1日現在の225,879人をピークに減少に転じましたが、65歳以上の老年人口については、一貫して増加傾向が続くものと推計しています。

高齢化率についても、平成31年1月には25%になり、市民の4人に1人が65歳以上となりました。今後、数年内には後期高齢者（75歳以上）数が前期高齢者（65～74歳）数を上回ると考えられ、高齢者が安心して暮らし続けられる仕組みや基盤の整備を図ることが求められています。

また、障がい者（障害者手帳所持者）においても年々増加し、令和7年には、平成7年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における65歳以上の高齢者の割合は約半数を占め、今後も増加することは容易に想定されることです。

超高齢社会の進展により、認知症高齢者の増加や単独世帯の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な人を保護し、支援することを目的とする成年後見制度の需要の高まりとともに、成年後見制度の新規申立件数が増加すると考えられることから、成年後見制度の理解と利用の促進を図っていく必要があります。

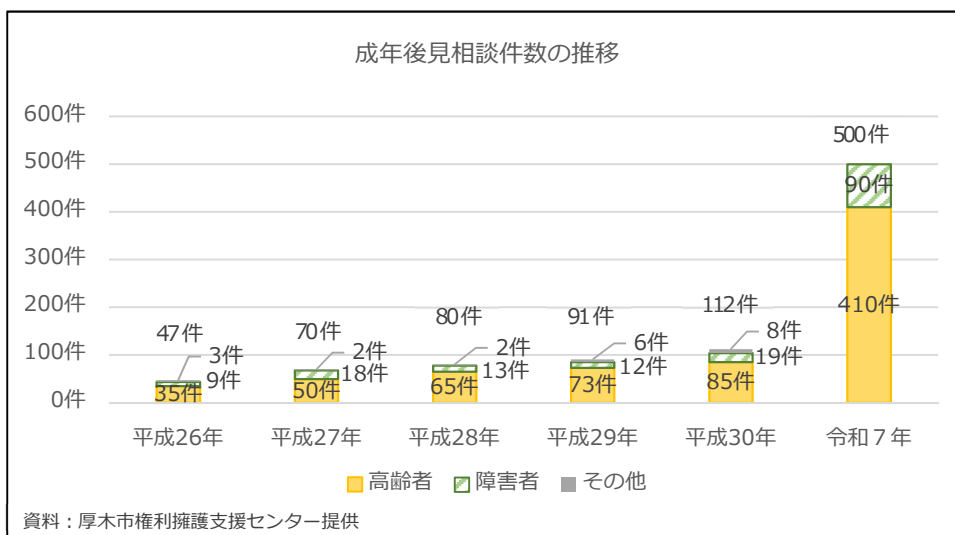


### 第2節 成年後見制度に関する取組の状況と課題

本市では、高齢者及び障がい者が安心して地域生活が送れるようにするため、権利擁護の普及啓発を進め、成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の虐待による権利侵害を解消するため、厚木市権利擁護支援センターを設置して取組を進めています。

しかし、全国的には、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人々を社会全体で支え合う成年後見制度が十分に利用されていない状況にあり、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められているところです。

こうしたことから、行政だけでなく、地域住民、地域の関係者・関係機関が参画し、表面化しづらい権利擁護支援の必要性を、どのように把握し、どのように適切に支援していくのか、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。



### 第3節 成年後見制度利用に関連する高齢者の状況と課題

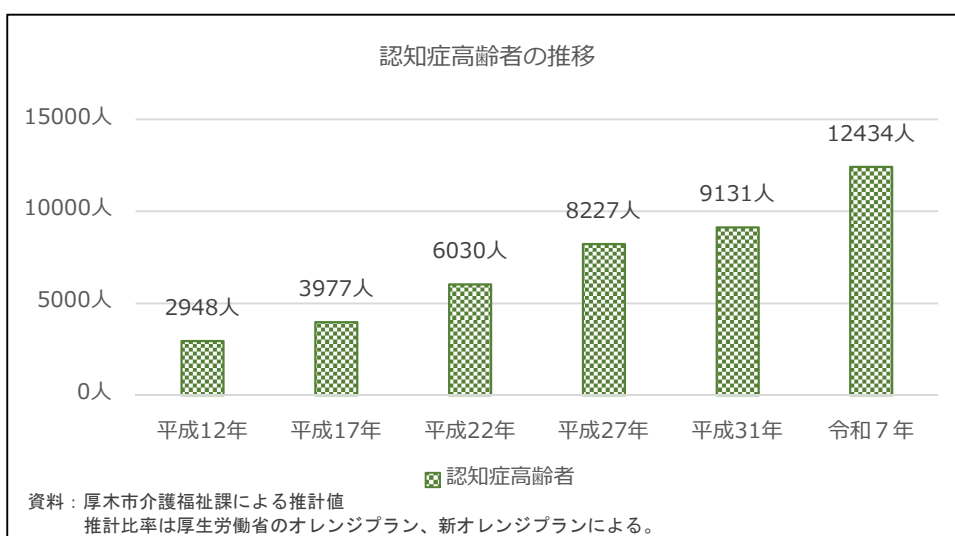
本市の人口は、平成31年4月1日現在、224,497人（外国人含む。）で、そのうち65歳以上の高齢者は、56,398人、高齢化率は25.1%となっています。

平成31年4月1日現在の介護保険制度の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）数は56,215人、要介護（要支援）認定者は7,962人で、認定率は14.1%となっており、高齢者人口の増加に併せて増加していく傾向です。

また、認知症高齢者についても同様の傾向が見られ、平成12年の2,948人から令和7年の12,434人へ約4倍に増加すると見込まれ、判断能力が十分でない状態になっても安心して暮らせるよう、認知症高齢者の権利を守る取組の推進が求められています。

さらに、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが増加すると見込まれており、親族関係や近隣関係の希薄化等により、家族等からの支援が得られないなど、地域で孤立する高齢者の増加が懸念され、社会全体で支え合う成年後見制度の利用の需要は一層高まると考えられます。

今後、認知症高齢者等判断能力が不十分な人に対して迅速に対応できる支援体制を構築するため、関係機関との連携強化を図り、多様な職種と協働し、高齢者を地域で支え合う基盤づくりに取り組む必要があります。





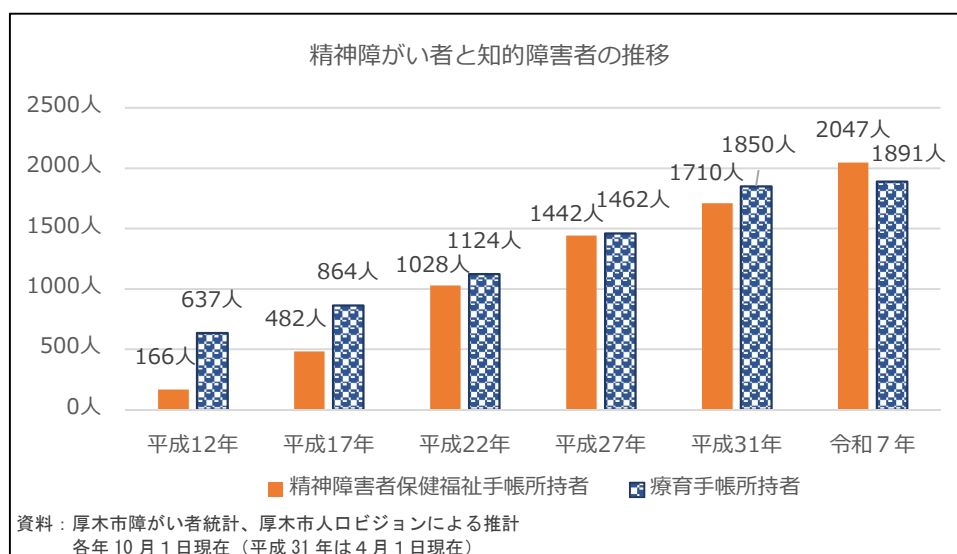
#### 第4節 成年後見制度利用に関連する障がい者の状況と課題

本市の障がい者数について、知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成12年の637人から平成31年には1,850人へ、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、平成12年の166人から平成31年には1,710人へ、それぞれ増加しています。

知的障がい者は、若年層を中心に療育手帳所持者が多く、今後その年齢層の加齢とともに増加すると考えられます。また、精神疾患に罹患している人は、手帳所持者以上に存在していると思われ、今後障害福祉サービスを利用することを想定すると、精神障がい者も増加すると考えられます。こうしたことから、知的障がい者、精神障がい者のいずれも高齢者と同様に、成年後見制度の利用の需要は一層高まるものと考えられます。

一方、障がい者の場合は、障がいの種別や重さ、障がい者本人に対する支援の状況など、個々の状況を踏まえた長期に渡る意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への支援、合理的配慮の充実を重視する必要があります。また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去や、成年後見人等に関連する障がいの理解や障がいに応じた支援スキルの向上など、障がい者本人にふさわしい支援の在り方を継続的に考えていく必要があります。

さらに、今後、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活できるよう、障がい者を社会全体で支え合う体制の整備を推進していく必要もあります。



## 第3章 将来像及び施策体系

### 第1節 将来像

超高齢・人口減少社会が進展する中、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが求められています。そのためには、判断能力が不十分となり、自らにとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう、地域での支え合い活動を促進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護の支援につなげることができる地域づくりが重要です。

こうしたことから、本計画では、地域福祉計画のほか、他の福祉計画と同様に、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

#### 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

### 第2節 基本理念

目指す将来像を実現するため、本市の成年後見制度の課題解決に向け、基本理念を「権利と利益を守り 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」と定め、成年後見制度の理解を進める施策や制度の利用が必要な人への支援を総合的に展開します。

#### 基本理念

権利と利益を守り 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

### 第3節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の基本目標を掲げ、その方向性を明らかにし、実現するための施策体系を整理するとともに、実行計画を含む取組を定め、成年後見制度に関する総合的な計画として施策の展開を着実に推進します。

#### 基本目標

- 1 制度の理解促進
- 2 制度の利用促進と地域連携ネットワークの構築

基本目標の具体的な方向性は、次のとおりです。

今後、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。

そのため、地域全体に制度の周知啓発の拡充を図ることにより、地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の理解促進に取り組みます。

また、地域での見守り活動を更に広げるとともに、相談窓口を明確化することにより、権利擁護を必要とする人が早期に制度利用につながる環境を整備します。

さらに、法律・福祉の専門的観点からの支援を行い、成年後見人等による財産管理のみでなく本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視した、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な支援に取り組みます。

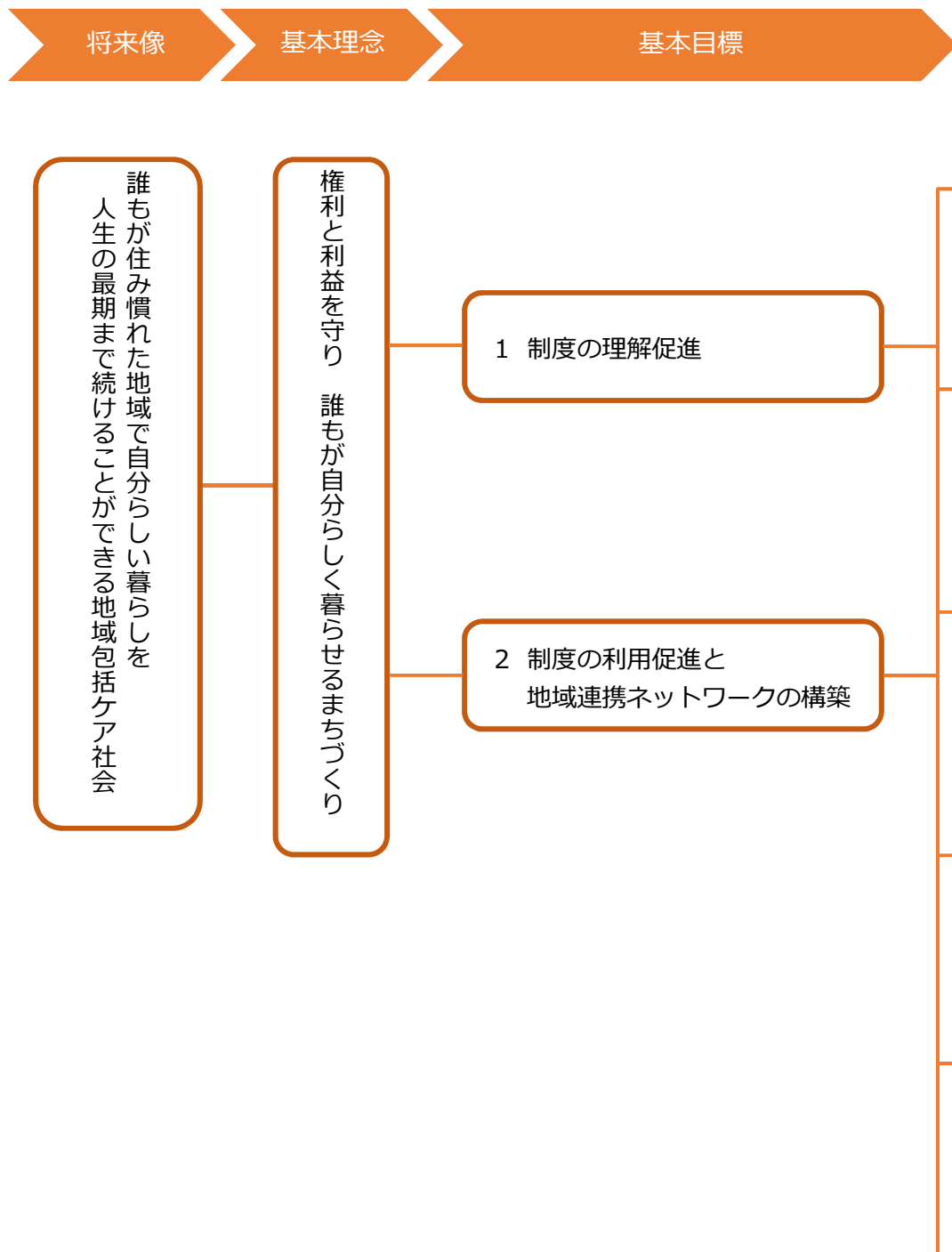
権利擁護支援が必要な人を適切に福祉サービス等につなげていくためには、関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構

築が重要です。そのためには、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが必要です。

権利擁護が必要な人の早期発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築に向けて、地域の関係団体等と連携した取組ができるようネットワークを構築します。

また、超高齢社会の進展による成年後見制度の需要増に対応するため、法人後見といった新たな担い手の確保に取り組むとともに、市民後見人の養成に引き続き取り組み、支援体制の充実を図ります。

## 第4節 施策の体系



施策の方向

達成された姿（目指す姿）  
（令和7年（2025年））

1 制度の理解促進

成年後見制度の理解が進み、身近な人が支援を必要としている人に気づくなど、迅速な相談につながっています。

2 成年後見制度の利用が必要な人の  
早期発見・早期支援

成年後見制度の利用が広がり、地域での見守り体制が拡大し、相談窓口が明確化されることで、より迅速かつ適切に制度利用へと結びつく環境が整備されています。

3 相談機能・利用促進機能の強化

アセスメント、支援方針の検討、見守り体制の調整等を専門的観点から多角的に行った上で後見人等候補者を推薦するなど、権利擁護支援の必要な人の特性に応じた適切な支援が進んでいます。

4 地域連携ネットワークの構築と  
中核機関の設置

地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワーク体制が構築され、意思決定支援、財産管理、身上保護を担保する大きな柱として活用されています。

5 成年後見制度の担い手の確保

後見人等受任法人の拡大や市民後見人が養成され、地域の後見人等受任体制が構築されています。

6 不正防止の取組

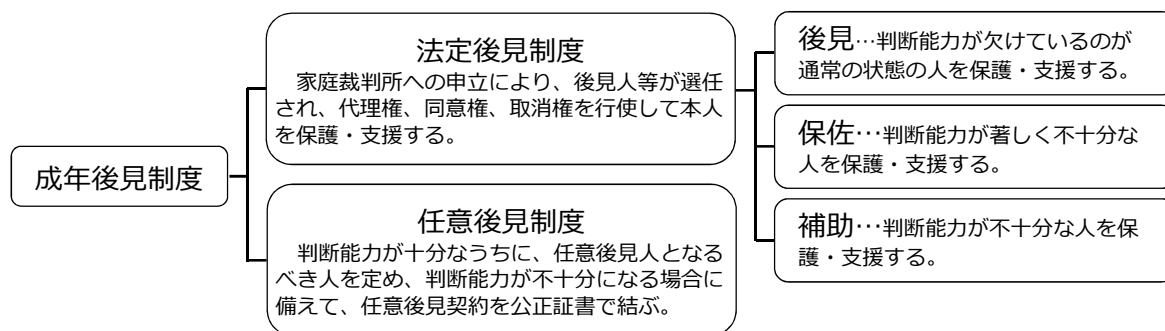
複数の関係者による日常的な見守りと相談窓口の明確化により、不正の未然防止・早期発見に向けた体制整備が進んでいます。

## 第4章 施策の展開

### 第1節 制度の理解促進

成年後見制度の理解を促進するため、関係団体や関係機関を始め、すべての市民に対して、制度や相談体制等について幅広く周知啓発を行います。

期待される効果としては、地域全体に成年後見制度の理解が図られ、身近な人が権利擁護支援を必要としている人に気がつくことができ、迅速な相談につながります。



主な取組	方向
<b>市民への周知啓発 【重点取組】</b>	
パンフレット等による広報 周知啓発用パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見人等 <sup>注1</sup> の活動内容を含む成年後見制度の広報を拡充する。	拡充
講演会等の開催 市民向け講演会のほか、出前講座の開催により、周知啓発活動を拡充する。	拡充

注1) 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を指します。以下同じ。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

成年後見人等には、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選任される場合があります。

※ 重点取組は、年次計画を立てて重点的に実施する取組です。(P16 参照)

※ 主な取組は、次の三つの方向に区分しています。

「新規」…新規に実施する取組等

「拡充」…これまでの取組を拡充して実施する取組等

「推進」…現状の取組を着実に推進する取組等

### 第2節 成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援

自治会や民生委員などとの既存ネットワークの活用に加え、医療・介護関係者や金融機関、司法関係団体を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に取り組みます。

また、成年後見制度の利用について、早期の段階から相談できるよう相談体制を充実し、ニーズに合った早期支援によって、適切に権利や利益を守ります。

期待される効果としては、身近な人が権利擁護支援の必要な人に気づき、相談につながりやすくなり、地域での生活が継続できるようになります。また、専門的な相談窓口が明確化されることで、より迅速かつ適切に制度利用へと結びつく環境が整備されます。

主な取組	方向
成年後見制度の利用が必要な人の早期発見	
<p>既存ネットワークの活用 地域のケア会議を始め、自治会、民生委員、地区地域福祉推進委員会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、社会福祉協議会等との連携を強化し、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に取り組む。</p>	拡充
<p>新たなネットワークづくり 既存ネットワークに加え、金融機関、司法関係団体など新たな関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に取り組む。</p>	新規
<p>チームによる対応 後見等開始前には成年後見制度の利用が必要な人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後には成年後見人等が加わって協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応ができるような「チーム」の仕組みづくりに取り組む。 チームでは、後見等開始前においては、地域の中で、成年後見制度が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を担い、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を担う。</p>	新規
成年後見制度の利用が必要な人への早期支援 【重点取組】	
<p>相談窓口の明確化と役割分担 既存ネットワークを活用した地域の第一次相談窓口（地域包括支援センター等）による早期発見に努めるとともに、専門的観点からのアセスメント、支援方針の決定、チームを中心とした見守り体制の調整までを含む第二次相談窓口（中核機関）を設置し、成年後見制度の利用が必要な人に対する早期支援体制を構築する。</p>	拡充
<p>訪問相談の実施 既存ネットワーク等と連携して成年後見制度を必要とする人を把握し、円滑な制度利用に結びつけるため、ひとり暮らし高齢者等に対する訪問相談を実施し、早期支援に努める。</p>	拡充

### 第3節 相談機能・利用促進機能の強化

制度や手続きの一般相談にとどまらず、認知症高齢者や障がい者等の一人一人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ったアセスメント、適切な支援内容の検討、継続した見守り体制の調整等を、法律・福祉等の専門的観点から多角的に行います。

また、成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、財産管理のみでなく身上保護の側面も重視した上で成年後見人等候補者を推薦するなど、本人にふさわしい制度の利用に取り組めます。

期待される効果としては、成年後見制度利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用でき、成年後見人等が権利擁護支援の必要な人の特性に応じた、適切な支援を行うことができるようになります。

主な取組	方向
相談機能の強化・専門的観点に基づく検討・判断 【重点取組】	
<p>相談受付・アセスメント・支援方針の検討</p> <p>地域の関係者の気づきや発見により身近な地域で日常的に本人を支援するチームが編成された後、チームの支援方針を決めるケース検討の場においてアセスメントを行う等、中核機関が必要に応じて法律・福祉等の専門職と連携した支援を行う。</p> <p>また、中核機関において、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討・専門的判断を、法律・福祉等の専門的観点から多角的に行う。</p>	新規
<p>相談支援の継続</p> <p>専門的観点等から成年後見制度の利用に至らないと判断された場合であっても、その後もチームが継続的に見守りを行った上でモニタリングを行い、本人の状況の変化に応じて中核機関が再度支援方針の検討・専門的判断を行う等、切れ目のない支援を行う。</p> <p>なお、任意後見契約が締結されている場合や日常生活自立支援事業が利用されている場合にも、継続的な見守りを行い、必要に応じてモニタリングと支援方針の検討を行う等、任意後見監督人等の選任の申立てを促すタイミングを逃がさないよう努める。</p>	新規
利用促進機能の強化 【重点取組】	
<p>成年後見人等の申立てに対する支援</p> <p>中核機関は、支援方針に基づく成年後見人等候補者の検討、候補者選任後のチームについての検討、申立てに当たっての準備・役割分担等の検討を行う。</p> <p>また、本人の利益のためには誰が申立てを行うことが適切か、市長申立ての必要性の判断等を本人の支援に関わってきた関係者や後見業務に精通した法律・福祉等の専門職とともに検討し、早期の申立てにつなげる。</p>	新規
<p>成年後見人等候補者調整会議の設置</p> <p>本人の自己決定権の尊重と財産管理・身上保護の観点からも成年後見人等候補者推薦は重要であることから、中核機関における判断の専門性・客観性を担保するため、行政や法律・福祉の専門職等、第三者を含めた成年後見人等候補者調整会議を設置する。</p>	新規
市長申立ての適正化・迅速化 【重点取組】	
<p>成年後見制度市長申立て</p> <p>成年後見制度の利用が必要な人の判断能力を考慮した上で、適切な支援を行ってもなお本人申立てが難しいと判断したとき、配偶者や四親等内の親族が不在又は協力が得られないとき等で、権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、関係機関等と連携して市長が後見開始等の申立てを行い、適切・迅速な制度利用につなげる。</p>	推進
<p>市長申立て費用の負担</p> <p>市長申立てに必要な手続きに要する費用を市が負担することにより、利用促進を図る。ただし、市は、審判費用を対象者負担とする申立てを家庭裁判所に行うことができる。</p>	推進
法定後見人の報酬の助成	
<p>法定後見人の報酬の助成</p> <p>生活保護利用者等の生活困窮者であって、市長申立てによる法定後見開始等に当たり、報酬付与審判で決定した本人が負担する報酬額のうち本人が負担できない額があると判断したときには、市は報酬費用を助成することができる。</p>	推進



#### 第4節 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

成年後見制度の利用促進に向けて、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして、地域連携ネットワークを構築するとともに、日常的に本人を見守っているチームの支援や地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置し、地域における連携・対応強化の推進を図ります。

期待される効果としては、関係機関の連携等が強化されることにより、成年後見制度が、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」の実現に向けて、最も大切な意思決定支援、財産管理、身上保護の大きな柱として活用できるようになります。

主な取組	方向
<p><b>成年後見制度利用促進協議会の設置・運営 【重点取組】</b></p> <p>成年後見制度利用促進協議会の設置・運営            成年後見等開始の前後を問わず、日常的な見守り等を行っているチームに対し、法律・福祉等の専門職や関係機関等が適切な支援を行えるよう連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力できる体制づくりを進めるため、協議会を設置する。            協議会では、地域における権利擁護支援の利用が必要な人の早期発見に加え、成年後見制度に関する地域課題の検討・調整・解決に向けた継続的な協議の場、家庭裁判所との情報交換・調整の場となる。</p>	新規
<p><b>中核機関の設置・運営 【重点取組】</b></p> <p>中核機関の設置・運営            福祉等の関係者と成年後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備、法律・福祉等の専門職が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の全体構想の設計と実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能、協議会を運営する事務局機能、三つの検討・専門的判断<sup>注2</sup>を担保する進行管理機能を担い、広報、相談、利用促進、後見人支援を具体的に発揮することにより、不正防止効果にもつながるよう留意し、成年後見制度の利用促進を総合的に推進する役割を担う「中核機関」を設置・運営する。            また、中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持・発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続していく役割も担う。</p>	新規
<p><b>チーム調整・支援 【重点取組】</b></p> <p>チームへの支援            成年後見等開始の前後を問わず、日常的な見守り等を行っているチームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が専門的助言・相談対応等の支援を行う。</p>	新規

注2) 三つの検討・専門的判断とは、①権利擁護の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断をいい、中核機関は、これらを通じて、個別チームに対する専門職等によるバックアップを担保します。

#### 第5節 成年後見制度の担い手の確保

超高齢社会を見据え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要増に対応していくため、担い手の確保に努めます。

本市には特別養護老人ホームや障害者支援施設等の入所施設が多く、認知症や障がい

特性に対する高い識見をもつ社会福祉法人が多数存在します。意思決定支援・身上保護を重視した永続性、専門性の観点からも、市内社会福祉法人による法人後見<sup>注3</sup>の担い手の拡大を図ります。

また、市民後見人<sup>注4</sup>の養成に引き続き取り組むとともに、親族後見人等が安心して適切に後見等業務に取り組める環境を整備します。

期待される効果としては、本人の思いに寄り添い、支援できる成年後見人等候補者が養成・確保され、地域の成年後見人等の受任体制が充実することになります。

主な取組		方向
法人後見受任体制の構築 【重点取組】		
後見人等受任法人の拡大 成年後見人等の業務を適切に継続することができる社会福祉法人に対して、法人後見受任の取組を喚起し、担い手を拡大する。		拡充
法人後見受任体制の構築 協議会と連携するとともに、利益相反や不正防止機能の視点も踏まえ、成年後見人等候補者調整会議を活用し、法人後見受任体制を構築する。		新規
市民後見人の育成・支援		
市民後見人養成研修・フォローアップ研修の実施 市民後見人候補者を養成する研修や市民後見人に対するフォローアップ研修を実施し、地域での支え合いを促進する。		推進
親族後見人等への支援		
親族後見人等への支援 親族後見人等が安心して適切に後見等業務に取り組めるよう、関係団体等の専門性を生かした支援や日常的に相談しやすい環境を整備する。 また、必要に応じて、法人や専門職との複数後見についても検討する。		新規

注3) 法人後見とは、社会福祉法人や福祉関係の公益社団法人・公益財団法人のほか、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

また、判断能力が不十分になる場合に備えて、判断能力が十分なうちに任意後見契約を結ぶことで、法人が任意後見人になることもできます。

一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

注4) 市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合等、必ずしも専門性が要求されない場合に、家庭裁判所により選任される成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者のことです。

## 第6節 不正防止の取組

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防止します。

仮に、成年後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報提供があった場合は、必要に応じて家庭裁判所等の関係機関に連絡し、迅速な対応に取り組みます。

期待される効果としては、地域連携ネットワークやチームによる見守りにおいて不正の発生を未然に防ぎ、万一、成年後見人等に不適切な行動等があった場合には迅速な対応をすることが可能となり、安心して制度が利用されるようになります。

主な取組	方向
安心して制度が利用されるための不正防止への取組	
<p>見守り体制による不正の未然防止  複数の関係者が関わるチーム体制で本人を支援することにより、不正の未然防止や早期発見に取り組む。  万一、成年後見人等に不適切な行動等があった場合には、関係機関と連携し、迅速な対応に努める。</p>	新規

## 第5章 実行計画及び指標

### 第1節 重点取組の実行計画及び指標

重点取組	実行計画・指標	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民への周知啓発	パンフレット等の発行	配布	作成・発行	増刷配布	改訂・発行	増刷配布
	(指標：配布部数)	4,480部	15,000部	15,000部	15,000部	15,000部
	広報紙特集記事	－	掲載・発行	－	掲載・発行	－
	(指標：発行状況)	－	発行	－	発行	－
	出前講座の開催	3回/年	6回/年	10回/年	10回/年	10回/年
	(指標：参加者数)	97人	180人	300人	300人	300人
成年後見制度の利用が必要な人への早期支援	地域包括支援センターによる相談受付	実施	実施	実施	実施	実施
	(指標：相談件数)	445件	500件	550件	600件	650件
	障がい者相談支援センターによる相談受付	実施	実施	実施	実施	実施
	(指標：相談件数)	111件	125件	140件	155件	170件
	司法専門職による相談受付	実施	実施	実施	実施	実施
	(指標：相談件数)	35件	41件	47件	53件	60件
	権利擁護センターによる相談受付	実施	実施	－	－	－
	(指標：相談件数)	112件	130件	－	－	－
相談機能の強化・専門的観点に基づく検討・判断	訪問相談の実施	－	実施	実施	実施	実施
	(指標：相談件数)	－	10件	24件	36件	50件
	中核機関の相談受付	－	準備	相談受付	相談受付	相談受付
	(指標：相談件数)	－	－	200件	250件	300件
	アセスメント	－	準備	実施	実施	実施
	(指標：件数)	－	－	20件	40件	100件
利用促進機能の強化	支援方針の検討・決定	－	準備	実施	実施	実施
	(指標：件数)	－	－	20件	40件	100件
	チームによる見守り	－	実施	実施	実施	実施
(指標：実施状況)	－	実施	実施	実施	実施	
成年後見人等候補者調整会議の設置	成年後見人等候補者調整会議の設置	－	準備	設置	会議開催	会議開催
	(指標：開催回数)	－	－	6回/年	6回/年	6回/年

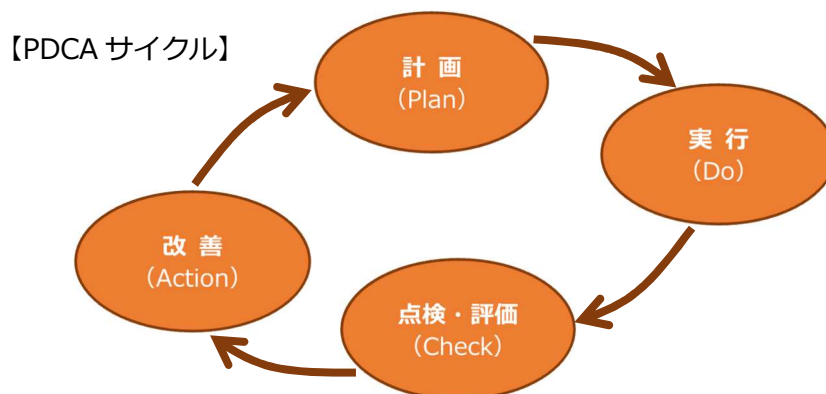
重点取組	実行計画・指標	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市長申立ての適正化・迅速化	迅速な市長申立て手続きの実施	実施	実施	実施	実施	実施
	(指標：平均処理期間)	(高齢) 5.6 月	(高齢) 5.5 月	(高齢) 5 月	(高齢) 5 月	(高齢) 5 月
	(指標：平均処理期間)	(障が) 11 月	(障が) 11 月	(障が) 10 月	(障が) 9 月	(障が) 8 月
成年後見制度利用促進協議会の設置・運営	成年後見制度利用促進協議会の設置	－	設置	－	－	－
	(指標：設置状況)	－	設置	－	－	－
	成年後見制度利用促進協議会の運営	－	体制整備	連携強化	連携強化	連携強化
	(指標：構成機関数)	－	6 機関	8 機関	10 機関	10 機関
中核機関の設置・運営	中核機関の設置	－	設置	－	－	－
	(指標：設置状況)	－	設置	－	－	－
チーム調整・支援	チームへの支援	－	実施	実施	実施	実施
	(指標：実施状況)	－	実施	実施	実施	実施
法人後見受任体制の構築	法人後見を受任できる社会福祉法人の拡大	－	実施	実施	実施	実施
	(指標：受任法人数)	1 法人	1 法人	2 法人	3 法人	5 法人

## 第6章 評価及び進行管理

### 第1節 計画の評価及び進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、PDCA サイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

本計画の評価及び進行管理を行う上で、厚木市保健福祉審議会や今後設立を検討する厚木市成年後見制度利用促進協議会と連携・調整を図りつつ、施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。



#### 1 厚木市保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった計画推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。本市では、目標の達成状況について点検・評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

#### 2 厚木市成年後見制度利用促進協議会

保健・医療・福祉・法律の専門職団体や関係機関の連携及び情報共有を推進し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりや成年後見制度の理解と利用の促進を図るために設置する合議体です。

本市では、目標の達成状況について点検・評価を行い、厚木市成年後見制度利用促進協議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

## 第7章 資料編

### 第1節 計画の策定経過

開催日時	会議名・検討事項
令和元年	
7月11日	障がい者福祉関係施設を運営する法人と市との意見交換会 (仮称) 厚木市成年後見制度利用促進基本計画について
7月18日	介護・高齢者福祉関係施設を運営する法人と市との意見交換会 (仮称) 厚木市成年後見制度利用促進基本計画について
8月7日	(仮称) 厚木市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係る市民意見交換会
8月26日	第2回厚木市保健福祉審議会 (仮称) 厚木市成年後見制度利用促進基本計画の策定方針について
10月10日	第3回厚木市保健福祉審議会 厚木市成年後見制度利用促進基本計画の素案について (諮問)
10月17日	厚木市保健福祉審議会 厚木市成年後見制度利用促進基本計画の素案について (答申)
11月26日～ 12月26日	パブリックコメント
令和2年	
1月15日	第4回厚木市保健福祉審議会 パブリックコメントの実施結果について

### 第2節 意見交換会の実施結果

意見交換会の名称	(仮称) 厚木市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係る市民意見交換会	
開催日時	令和元年8月7日(水) 午後7時から午後7時45分まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階 大会議室	
参加者数	2人	
意見交換会の経過	1 開会 2 計画の概要(案)説明 3 意見交換 4 閉会	
No.	質問・意見の概要	市の考え方
1	市民後見人の育成及び確保と市民後見人の活躍の場の提供について、どのように考えていますか。	現在、厚木市社会福祉協議会に権利擁護支援センター事業を委託し、市民後見人養成と活動支援の仕組みづくりに取り組んでいます。将来的には、厚木市社会福祉協議会に市民後見人の相談役にもなっていただきたいという構想を持っています。

No.	質問・意見の概要	市の考え方
2	<p>地域連携ネットワークの構築にある成年後見制度利用促進協議会と中核機関との関係性について、もう少し詳しく教えてもらいたいです。</p>	<p>成年後見制度を必要とする方を中心に、既存の保健、福祉、医療、介護の連携に司法を加えて構築される、新たな地域連携の輪が地域連携ネットワークとなります。</p> <p>このネットワークの構成メンバーとなる専門職団体や関係機関が集まって、まずは顔の見える関係を作り、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体が成年後見制度利用促進協議会です。中核機関は、その協議会の事務局を担う機関になります。</p> <p>現時点では厚木市と厚木市社会福祉協議会が中核機関を担うことで考えており、地域連携ネットワークの機能となる「広報機能」「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」「不正防止効果」を役割分担しながら取り組んでいくものと考えています。</p>
3	<p>成年後見人の監督機関を中核機関はやるのですか。</p> <p>成年後見人としていかがかと思う人がいる中で、監督機関があるといいなと思います。</p>	<p>成年後見人を監督する機能を中核機関は持ち合わせてないと考えています。</p> <p>成年後見人の監督については、家庭裁判所が行います。また、後見監督人が選任されることもあります。</p>
4	<p>厚木市の地域の特性を考えた時、障がい者施設、高齢者施設、病院も多いということがあります。例えば病院から介護保険の施設に入るといったとき、施設から病院に入院するといったときに、成年後見人がいないと契約できないということで、スムーズにいかないところがあります。そこで、法人が法人後見を立ち上げて、それぞれの施設に入れるようにしたら上手くいくかなと思います。</p> <p>法人後見を立ち上げた各法人がそれぞれ別の法人を監督し合う、他の法人の施設を利用し合うと、それぞれの利益が守られるので、公のところが音頭を取って推進してもらいたいかなと思っています。現状、どこの施設等でも困っています。</p>	<p>本計画の中でも、担い手の確保として、法人後見の拡大を盛り込んでいます。障がい者施設はもちろんのこと、高齢者施設などの法人に対しても喚起してまいりたいと思っています。</p>



### 第3節 パブリックコメントの実施結果

意見募集期間	令和元年11月26日から令和元年12月26日まで		
意見の件数等			
No.	意見の反映状況（区分）		件数
1	条例・計画等に反映させたもの		1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの		4
3	今後の取組において参考にするもの		4
4	条例・計画等に反映できないもの		0
5	その他（感想・質問）		5
合計			14
No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	核家族化が進み、親族関係が希薄となってきた社会情勢の中で、本人の権利を守り、その人らしい暮らしを送るため、成年後見制度を利用しやすくする仕組みづくりがイメージできる計画になっていると思う。	今後においても、本計画に基づき、本人の意思決定支援・身上保護を重視し、安心して地域生活を送れるよう、成年後見制度の理解を進める施策や制度の利用が必要な人への支援を総合的かつ着実に展開していきます。 【全体】	5
2	成年後見制度を利用する方も、後見実務を担っている人も、気軽に相談できる窓口や体制を整備してほしい。	気軽に相談できる体制整備については、パンフレット等を用いた広報啓発により相談窓口を周知するとともに、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどと、法律・福祉等の専門職と連携して支援を行う中核機関とが協力して、日常的に相談しやすい体制の構築を目指しています。 【P10、P11】	2
3	複層的な仕組みを作ることで、現在でも遅い決定・判断がより遅くならないようにしてほしい。	中核機関においては、本人の意思決定を支援しながら、本人の利益のために適切な後見人等候補者について、本人の支援に関わってきた関係者や後見業務に精通した法律・福祉等の専門職とともに検討し、早期の申立てにつなげていきます。 今後も適切・迅速な制度利用に努めます。 【P12】	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
4	<p>認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で成年後見制度が必要な方について親族が不在又は協力が得られない場合に、市長申立てを行うことは非常に重要です。</p> <p>そのため、市長申立ての適正化・迅速化については「重点取組」とし、今後、市長申立てを更に利用しやすい制度にするため検討を進めるべきと思う。</p>	<p>判断能力が十分でなく、一人で契約・意思決定が困難になった方が引き続き地域社会で生活し続けられるためには、早期に成年後見人等が選定されることが望ましいことから、「市長申立ての適正化・迅速化」を重点取組として位置付けます。</p> <p style="text-align: right;">【P12】</p>	1
5	<p>認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で成年後見制度が必要な方の権利擁護を推進するため、法定後見人の報酬助成の対象を、申立人が市長の場合に限るのではなく、本人・親族の申立てであってもご本人が経済的に困窮しているのであれば利用できるように検討すべきと考える。</p>	<p>市長申立てにより後見決定された成年被後見人等で、生活保護利用者や報酬の支払が困難であると市長が認める者については、市が、家庭裁判所が決定した成年後見人等に支払う報酬額のうち本人が負担できない額を助成することができます。</p>	3
6	<p>法定後見人の報酬助成の対象が、「生活保護利用者等の生活困窮者であって、市長申立てによる法定後見開始等に当たり」とあるが、助成の対象を市長申立てに限定せず、親族が申立をした場合であっても、生活困窮者であり、本人に支払い能力がない場合には対象としていただくと市長申立ての順番を待たずに、親族の協力により本人支援の開始が早まるのかもしれないと思う。</p>	<p>市長申立て以外の申立てによる法定後見人の報酬助成については、本計画の取組を推進していく中で、社会経済情勢や成年後見を取り巻く環境の動向を見ながら検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【P12】</p>	3
7	<p>協議会の役割が中核機関の活動の阻害、又は保健福祉審議会との関係で、屋上屋になってしまう恐れを感じている。</p> <p>協議会は必要なのか。</p>	<p>協議会は、成年後見関連施策を調査審議する附属機関ではなく、体制整備や地域課題の検討・調整の場であり、専門職団体や関係機関の連携強化、自発的協力体制づくりの場としています。</p> <p>なお、中核機関は、協議会の構成員としてチームに対して支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">【P13】</p>	5

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
8	<p>申立てを行う際に必須となる診断書の取得について、医療機関の理解や協力がとても重要になると考える。</p> <p>現在も、成年後見人の選任が早急に必要となっても、すぐに診断書を書いてくれる医療機関が少ない上、申立後に鑑定が実施される場合に、他の医療機関で発行された診断書における鑑定を行う医療機関は、ほとんどない。申立手続きが中断されてしまうため、大きな問題ではないか。</p>	<p>新たに設置する成年後見制度利用促進協議会には、構成員に医師や家庭裁判所職員などを想定しています。</p> <p>協議会では、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議や家庭裁判所との情報交換を所掌としていますので、医療関係者等の理解・協力を得ながら、協力医療機関の設置や診断書の取得支援について、検討していきます。</p>	3
9	<p>成年後見（法定後見）等の申立てにおいて課題となるのが診断書の取得の問題です。</p> <p>診断書の取得は、支援が必要な方に病識がなく、医療機関を受診していない場合、また、支援が必要な方が他者の支援や介入を拒絶し医療機関を受診できないような場合には、取得が困難になります。この問題に対処するため、「診断書取得支援」を施策として新たに加える必要があると考える。</p>	【P13】	
10	<p>中核機関が一番大きな役割を期待されており、これがうまく機能できるかどうかにかかっているものと考えているが、タイムリーな支援を実現するための行政の立場と役割がわからない。</p>	<p>中核機関は、成年後見制度の利用促進を総合的に推進する役割を担います。その役割である司令塔機能、協議会事務局機能、進行管理機能のうち、市は、司令塔機能を担うこととしており、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。</p>	5
11	<p>チームと中核機関が一体的な動きができるような仕組みがほしい。</p>	<p>成年後見人等が選任された後、中核機関が本人の状況の変化等に応じてチーム体制や支援内容を変更するなどの検討、判断を行い、チームや専門職団体から適切な支援が行われるようバックアップすることにより、チームと中核機関が一体的に取り組む仕組みとしています。</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
12	<p>複雑な事案や後見人に就任した後に新しい事実が発覚する場面で、市民後見人が追いつめられてしまわないように、市民後見人の職務や法的な制度の相談だけでなく、精神的なフォローも行えるような相談機関の設置を望む。</p>	<p>中核機関は、親族後見人や市民後見人等からの業務に関する多様な相談に応じます。専門的知見が必要であると判断された場合においては、法律・福祉の専門職団体の協力を得ながら後見活動が円滑に行われるよう支援します。</p> <p>なお、丁寧に相談に応じることによる副次的効果でメンタルストレスの軽減が図られると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【P13、P14】</p>	2
13	<p>市民後見人の育成、活用は、どこが担っていくのか。</p>	<p>市民後見人の育成は、市が市民後見人候補者の登録状況を確認し、中核機関と協議した上で、中核機関が養成研修を実施します。</p> <p>また、中核機関が市民後見人候補者を成年後見人等候補者調整会議で審議した上で、市が家庭裁判所に推薦します。</p> <p style="text-align: right;">【P14】</p>	5
14	<p>中核機関と神奈川県の関係は、具体的には障がい者対応によるものなのか。</p>	<p>神奈川県は、障がい者対応に限らず、中核機関と連携して、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携面の確保のほか、中核機関、行政職員、市民後見人等の資質向上に関する支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">【P30】</p>	5

## 第4節 厚木市保健福祉審議会

### 4-1 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

## 4-2 委員名簿

令和元年8月1日現在

役職	氏名	選出区分
会長	神保 忠男	保健福祉関係団体の代表
職務代理者	渡邊 治代	保健福祉関係団体の代表
委員	勝亦 悦郎	公募による市民
委員	有路 志津子	公募による市民
委員	内井 嘉己	公募による市民
委員	川原 由美	社会福祉事業従事者
委員	畠山 香織	社会福祉事業従事者
委員	綱嶋 広美	保健福祉関係団体の代表
委員	小林 廣子	保健福祉関係団体の代表
委員	笹山 恵一郎	住民自治組織の代表
委員	野村 直樹	学識経験者
委員	前頭 七恵	学識経験者
委員	古座野 里美	学識経験者
委員	長岡 正	関係行政機関の職員
委員	栗山 仁	関係行政機関の職員

#### 4-3 諮問・答申

##### 諮問

令和元年 10 月 10 日

厚木市保健福祉審議会  
会長 神保 忠男 様

厚木市長 小林 常良

厚木市成年後見制度利用促進基本計画の素案について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料 厚木市成年後見制度利用促進基本計画 素案

##### 答申

令和元年 10 月 17 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会  
会長 神保 忠男

厚木市成年後見制度利用促進基本計画の素案について（答申）

令和元年 10 月 10 日付けで諮問のあった厚木市成年後見制度利用促進基本計画の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

##### 答 申

厚木市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画と相互に結びつけられている。

この計画では、他の福祉に関する計画と同様に「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を将来像として掲げるとともに、成年後見制度の理念であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視の 3 点を踏まえた「権利と利益を守り 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とし、広報啓発、相談対応、地域連携ネットワーク構築に重点を置いた計画としている。

また、計画の策定に当たっては、市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会）を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、権利擁護支援センターとの協議、関係団体や市民との意見交換会での意見聴取を踏まえて策定されたものであり、成年後見制度の利用を促進する計画として適切なものと判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たり特に留意されたい意見として出された次の項目について、配慮されることをお願いしたい。

- 1 広報啓発については、成年後見の必要性のほか、相談窓口や後見人に対する報酬についても理解されるよう、分かりやすい表現に努めるとともに、公共施設での配布だけでなく、あらゆる機会を捉えた幅広い周知に努められたい。
- 2 後見前の相談の段階から後見人等への支援の段階までの確に対応できるよう、弁護士など司法関係者や家庭裁判所との密接な関係を構築されたい。
- 3 中核機関の設置を始めとする成年後見制度利用促進のための体制がしっかりと機能するよう取り組まれたい。

厚木市保健福祉審議会	会 長	神保 忠男
	職務代理	渡邊 治代
	委 員	有路志津子
	委 員	内井 嘉己
	委 員	勝亦 悦郎
	委 員	川原 由美
	委 員	畠山 香織
	委 員	綱嶋 広美
	委 員	小林 廣子
	委 員	笹山恵一郎
	委 員	野村 直樹
	委 員	前頭 七恵
	委 員	古座野里美
	委 員	長岡 正
	委 員	栗山 仁

## 第5節 主な用語解説

### **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### **法定後見制度**

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれています。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人



が自分で法律行為をするとき同意する)、取消権(本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す)を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

◇法定後見制度の概要◇

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など市町村長(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	-	民法 13 条 1 項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法 13 条 1 項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)

注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

注2) 民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

注3) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

### 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。

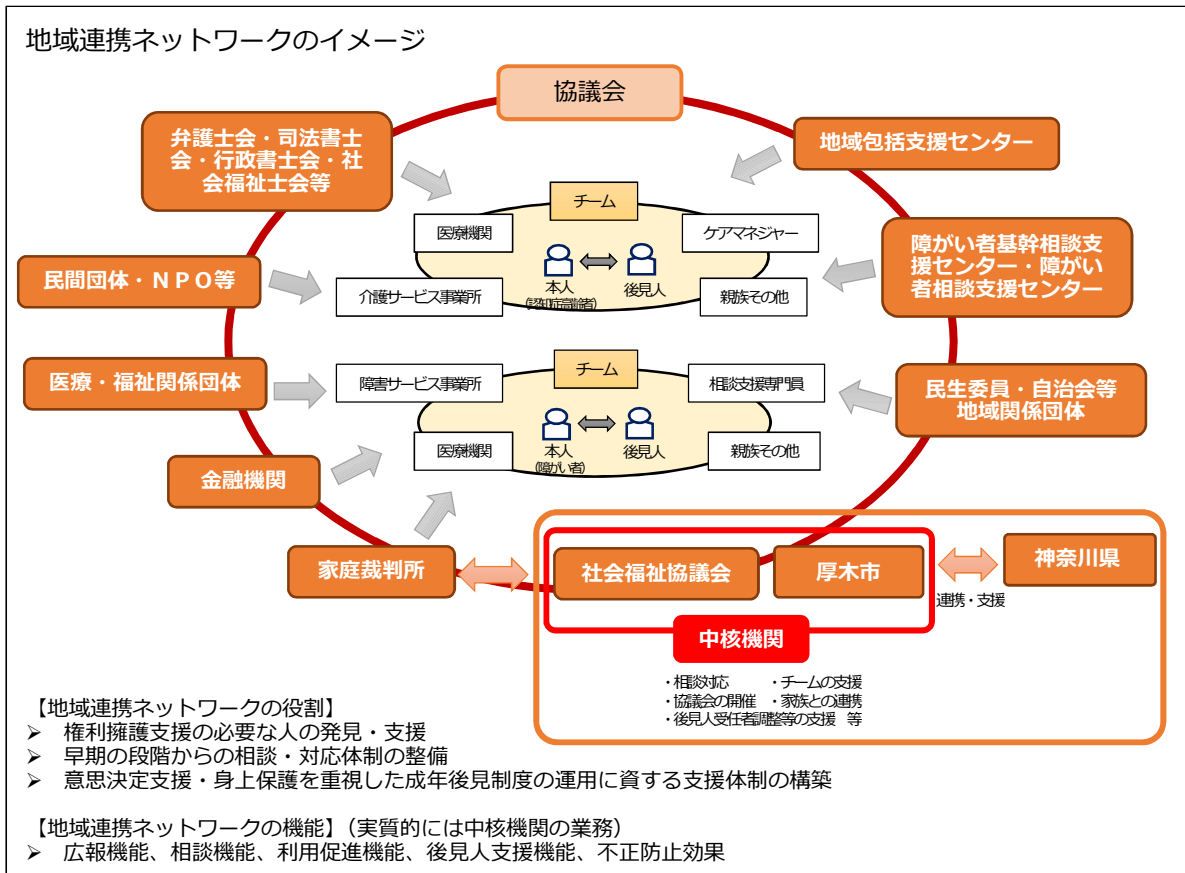
### 地域連携ネットワーク

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という三つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

各地域において、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人

支援機能の四つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果に配慮することが求められています。



## チーム

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、

- ・後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、
- ・後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。

メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

## 協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

国基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。

- ①以下のような地域課題の検討・調整・解決
  - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
  - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
  - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- ②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

## 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。

国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が整備している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能という四つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークが⑤不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」においては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。

- (1) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートをを行う「司令塔機能」
- (2) 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- (3) 地域において「※三つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」
  - ※三つの検討・専門的判断
    - 権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断
    - 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
    - モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

## 【参考出典】

- ・法務省ホームページ
- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（成年後見制度利用促進体制整備委員会）



厚木市成年後見制度利用促進基本計画  
令和2年2月

発行 厚木市

編集 障がい福祉課、介護福祉課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

TEL (046) 225-2225、2222

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

